



私たちに話してみませんか
“人権擁護委員”は、
 あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

人権擁護委員とは？

1 どんな人？

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。
 人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

人権問題の解決にはきめ細やかな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

人権擁護委員とは？

2 どんな制度？

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動（このリーフレットの説明参照）をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動をしています。

人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一体となって、人権を守る制度なのです。

人権擁護委員とは？

3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章（バッジ）を着けています。

き章（バッジ）のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

●人権侵害に関するご相談はこちら●

人権についての相談はなんでも

みんなの人権110番 **0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの人権110番 **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。
 いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)

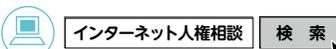
職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン **0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



秘密は守ります。
 相談は無料です。
 ぜひご相談ください。

リサイクル適性
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- 差別を受けた ●暴行・虐待を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- いじめ・体罰を受けた
- 名誉毀損・プライバシー侵害を受けたなど

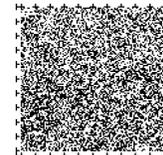
今、悩みを抱えるあなたへ

ひとりで悩まず
 法務局に相談を



人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクター
 人KENまる君



法務省人権擁護局
 全国人権擁護委員連合会

あなたの
その悩み **人権侵害** かも…



わたし
なぜ私だけ…。

差別

だれ たす
誰か助けて。



いじめ・いやがらせ



こわいよう…。

虐待

どこに相談すれば
良いのかわからない。



インターネットでのプライバシー侵害

もう一人で悩まないで

相談から解決へ



- 全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。
- 必要に応じて、事実関係を調査します。
- あなたの悩みの解決のため、最善の方法と一緒に考えます。
- いじめ、いやがらせ、虐待などを見たり聞いたりしたときにも、情報をお寄せください。

窓口相談

電話相談

インターネット相談

助言・紹介

法的なアドバイス
専門的な機関を紹介

関係調整

話し合いを仲介し
相手方との関係を調整

説示・勧告

人権侵害をした人に
改善を求める